

## ○障害福祉サービス利用の流れ

- 1 利用申請  
市町村担当窓口へご相談ください。  
障害福祉サービスを受ける場合には市町村窓口に申請が必要です。
- 2 サービス等利用計画  
(案)作成依頼  
特定相談支援事業所と計画相談支援の契約を結ぶ。  
サービス等利用計画案の作成を依頼します。
- 3 障害支援区分認定調査  
現在の生活や障害の状況について聞き取り調査。  
調査内容は全国共通です。(児童の場合は調査不要)
- 4 障害支援区分認定  
認定調査結果、主治医意見書を基に審査会で審査・判定が行なわれる。  
障害支援区分が認定される。  
※介護給付の支給には認定支援区分調査が必要。訓練等給付のみの利用の場合は支援区分認定は行いません。
- 5 サービス等利用計画  
提出  
作成したサービス等利用計画(案)を市町村へ提出。  
事前に関係者で計画案の確認のための会議を開催します。
- 6 支給決定・  
受給者証の交付  
サービス等計画案、障害支援区分をふまえて、障害福祉サービスの内容  
や支給期間が決定。受給者証が交付されます。
- 7 支援会議  
特定相談支援事業所を中心に、利用者本人、家族、サービス事業者を交  
えて、サービス調整、利用方法の確認する会議を実施。
- 8 サービス等利用計画  
作成  
支援会議の結果に基づいて、サービス等利用計画書を作成。
- 9 サービス契約・  
利用開始  
サービス等利用計画に基づき、サービス事業所や施設と契約。  
サービス利用開始。
- 10 モニタリング実施  
定期的に特定相談支援事業所により、サービスの利用状況等の確認を行  
います。